

保護者の皆様へ

群馬県教育委員会

適正な部活動の運営への御理解と御協力について

日頃より、保護者の皆様には本県の教育に御理解・御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、学校における部活動は児童生徒の心身の成長や連帯感の涵養など、学校教育が目指すたくましく生きる力の育成や豊かな学校生活を実現させるうえで、大きな役割を果たしている活動であります。

一方で、行き過ぎた指導や勝利至上主義、過度な週休日の練習や大会への参加など、全国的に部活動の運営の適正化や指導に当たる教職員の多忙化の解消が求められています。

このような中、県教育委員会では、平成29年6月より、市町村教育委員会やPTAなど関係機関の代表者で構成された「教職員の多忙化解消に向けた協議会」を開催し、適正な部活動の在り方を検討してまいりました。

また、スポーツ庁が策定した「国のガイドライン」において、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、地域のスポーツ団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備の充実を図ることとしております。

県教育委員会としましては、県内各学校において、生徒の健やかな成長にとって望ましい部活動となるよう、「教職員の多忙化解消に向けた協議会」からの提言を踏まえ、「国のガイドライン」に則り、「適正な部活動の運営に関する方針」を策定し、県下の中学校において足並みを揃えて取り組むこととしました。中学校期における生徒の成長にとって望ましい部活動の在り方を検討する中で、特に、休養日の設定等については、下記のとおり示したところであります。

各学校における具体的な取組については、各市町村教育委員会が策定する部活動の方針に基づいて進めることとなりますので、適正な部活動の運営への御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

○週当たりの休養日設定

- ・週2日以上(平日に1日と土・日曜日のいずれか1日は必須)の休養日を設定する。
- ※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

○長期休業中の休養日設定

- ・長期休業の意義を考慮して、土・日曜日は休養日とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。
- ※ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

○活動時間

- ・合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で活動を終えることとする。学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終えることとする。